

30 高医薬第 1568 号  
平成 31 年 3 月 27 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長  
(公 印 省 略)

「血液製剤の使用指針」の一部改正について

日ごろは、県の医療・薬事行政にご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、このことについて厚生労働省医薬・生活衛生局長から通知がありましたのでお知らせします。

詳細については、当課のホームページに掲載していますのでご参照ください。

なお、県下の血液製剤納入実績のある医療機関（高知市除く）には同様の文書をもって通知したことを申し添えます。

【医事薬務課ホームページ】

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/tuuchi-yakujiketsueki.html>

- ・「血液製剤の使用指針」の一部改正について（平成 31 年 3 月 25 日付け薬生発 0325 第 1 号）
- ・別添 1 血液製剤の使用指針新旧対照表
- ・別添 2 血液製剤の使用指針

【問合せ先】

高知県健康政策部医事薬務課

担当：川島、長瀧

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL088-823-9623/FAX088-823-9137